

公安委員会 説明資料No. <b>1</b>	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（仮称）について	平成24年4月5日 給与厚生課
---------------------------	---	--------------------

## 1 趣旨・経緯

被用者年金制度の一元化については、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）に基づき、年金制度の安定性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行うことにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現するもの。

本法により、警察庁、総務省及び文部科学省が所管する地方公務員等共済組合法も大幅に改正されることとなり、全国警察職員及び警察共済組合にも影響が及ぶものである。

【資料1・資料2】

## 2 概要

### (1) 2階部分年金の厚生年金への統一

共済年金の制度の適用を受けていた公務員及び私学教職員についても厚生年金保険制度を一律に適用する。 【資料3】

### (2) 制度的な差異の解消

共済年金にある遺族年金の転給制度を廃止するほか、老齢給付に係る在職中支給額の減額方式を厚生年金側に統一するなど、共済年金と厚生年金の制度的差異を厚生年金に合わせて解消する。 【資料4】

### (3) 保険料率の統一

1・2階部分の保険料率を平成29年以降の厚生年金の保険料率（18.3％）に統一する。

### (4) 事務組織の活用

効率的な事務処理を行う観点から、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣（日本年金機構）に加え警察共済組合等の共済組合を活用する。 【資料5】

### (5) 職域部分の廃止と新たな年金制度の検討

共済年金にある職域部分（3階部分）の代わりとなる年金制度については、更に検討する。

### (6) 追加費用の削減

恩給期間に係る給付については、27%減額。引下げ額は給付総額の10%以内とし、給付総額が230万円を下回らないこととする。

【資料6】

(7) 特定警察職員の取扱い

特定警察職員（警部以下で退職）については、退職共済年金の支給開始年齢の引上げが一般職員よりも6年遅いスケジュールで行われているが、この経過的措置については存続される。

【資料7】

3 被用者年金の一元化に伴う警察職員に対する影響

(1) 標準報酬制の導入による掛金負担の増加

現行の地方公務員等共済組合法においては、本俸の金額と本俸の25%を手当とみなした金額の合計を掛金賦課対象としているが、厚生年金の標準報酬制を導入すると、手当とみなした金額ではなく、実際に支給された手当の金額が掛金賦課対象となるため、本俸に対する手当率が多い警察職員の掛金が増加する（ただし、支給される年金額も増加する。）。

※ 全国警察官の手当率～43.9% 地方公務員全体～24.4%(21年4月)

(2) 60歳以上65歳未満の老齢年金の在職支給停止額の引下げ

再就職した警察職員OBの年金額の減額例が増加する。

(3) 公務による障害・遺族年金の加算への影響

4 施行時期

一元化の実施は平成27年10月を原則とし、追加費用の減額は公布から1年を超えない日とする。

5 今後の予定

閣議日 4月10日（火）

なお、本法律案は、警察庁、総務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省の共同請議である。

(※ 資料省略)

<p>公安委員会 説明資料No. <b>2</b></p>	<p>不正アクセス行為の再発を防止するための 都道府県公安委員会による援助に関する規則 の一部を改正する規則案について</p>	<p>平成24年4月5日 情報技術犯罪対策課</p>
-----------------------------------	---	--------------------------------

### 1 現行規則の趣旨

不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則(平成11年国家公安委員会規則第12号)は、不正アクセス行為が行われ、アクセス管理者から再発防止のための援助の申出があった場合に、都道府県公安委員会が必要な助言、指導その他の援助を行うことなどを定めている不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号。以下「不正アクセス禁止法」という。)第6条の委任を受け、援助の申出の方法、援助措置の内容、事例分析の実施の事務の委託先等について定めるもの。

### 2 規則改正案の内容

第180回国会で成立した不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第12号)により、不正アクセス禁止法第6条が第9条に移動することに伴い、形式的改正を行うもの。

### 3 施行日

改正法の施行の日(平成24年5月1日)

(※ 資料省略)

## 1 概要

社会保障・税一体改革において国民負担をお願いする中、政府としても、公務員総人件費削減など自ら身を切る改革を実施することが必要。その一環として、平成25年度の国家公務員の新規採用について、2の基本方針に基づき、厳しく抑制するもの（平成24年4月3日閣議決定）。

## 2 基本方針

- (1) 平成25年度の新規採用については、これまでの抑制を大幅に上回る抑制（平成21年度（8,511人）に比べ、全体として約6割（56%）減に相当）を行うこととし、各府省ごとの採用者数の上限値は、合計3,780人の範囲内で総務大臣が決定。
- (2) ただし、厳しい採用抑制方針を基本としつつも、平成25年度の定員審査等の結果、真に必要と認められる場合に限り、追加の採用について検討。

## 3 警察庁の平成25年度の新規採用者数の上限値

100人（平成21年度（207人）に比べ、約5割（52%）減に相当）

※ この上限値とは別枠で、皇宮護衛官等の公安職や管区警察局採用の情報通信技官等に対する特例あり（4(1)イ参照）。

## 4 その他

- (1) 以下のア及びイの場合には、総務大臣が決定した採用者数の上限値とは別に、各府省において採用を行うことが可能となる特例あり。
  - ア 平成24年度の新規採用者数の実績が、同年度の国家公務員の新規採用抑制の方針に基づく上限値（警察庁については、164人）を下回った場合には、その下回った数の範囲内で、採用を行うことが可能。
  - イ 皇宮護衛官等の公安職や管区警察局採用の情報通信技官等であって、平成21年度以降に新規採用された者が平成24年度ないし平成25年度中に離職（出向を除く。）した場合には、その職員の数の範囲内で、採用を行うことが可能。
- (2) 平成26年度の新規採用についても、引き続き厳しく抑制することとし、具体的な取扱いは、今後における公務員数の削減等に係る検討結果を踏まえ決定。

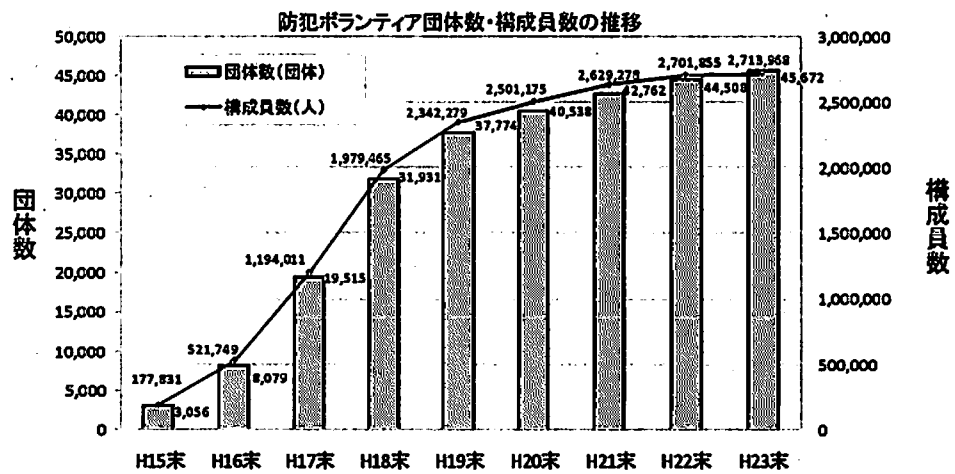
平成23年12月末現在の自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体（以下「防犯ボランティア団体」という。）の結成状況、活動状況等について、都道府県警察を通じて調査した結果は、次のとおり。

1 防犯ボランティア団体の状況

(1) 全国の状況

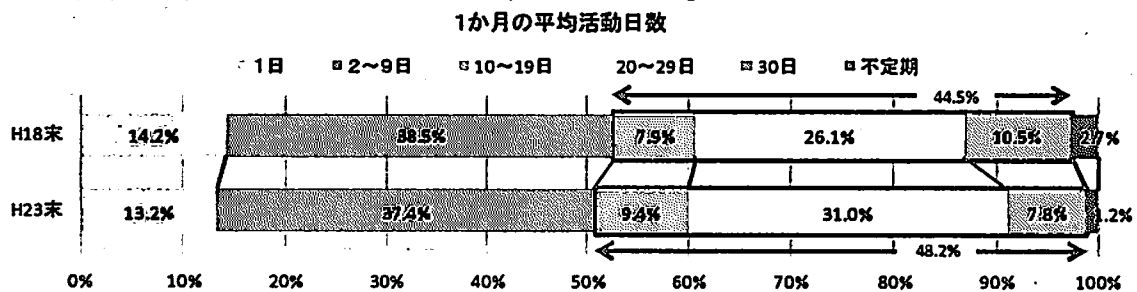
ア 団体数 4万5,672団体（前年対比 +1,164団体 +2.6%）

イ 構成員数 271万3,968人（前年対比 +12,113人 +0.4%）



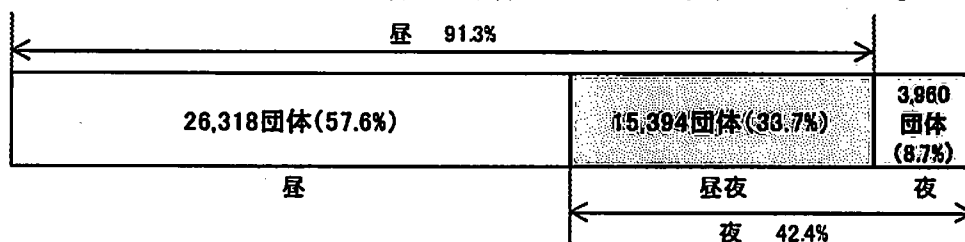
(2) 活動日数

1か月に10日以上活動する団体が全体の48.2%を占め、活動は活発化（平成18年対比+3.7ポイント）している。



(3) 活動時間帯

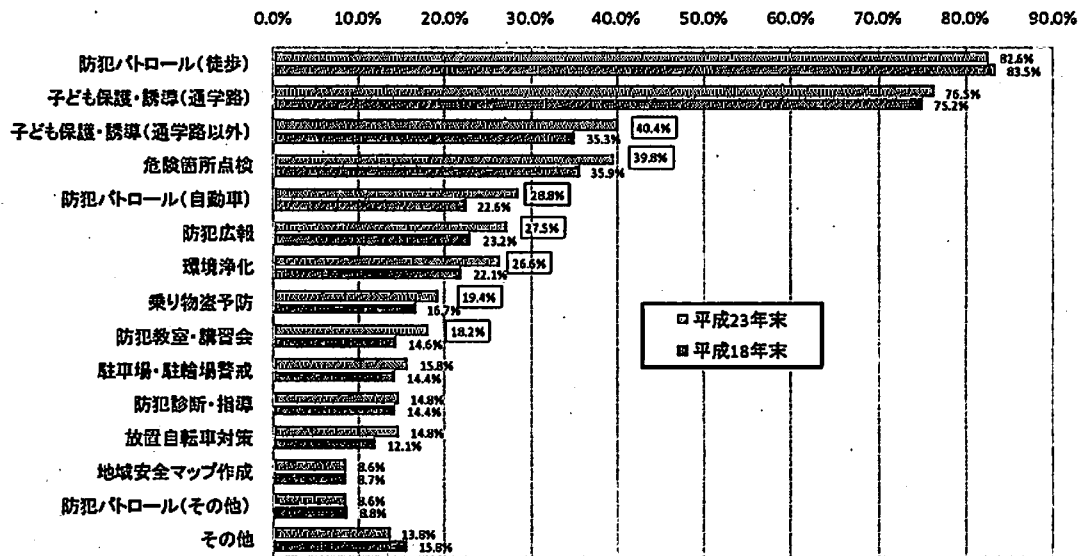
夜間に活動する団体は19,354団体あり、全体の42.4%を占めている。昨年末と比較して、849団体増加（増加率+4.6%）している。



(4) 活動内容

平成18年と比較すると、自動車による防犯パトロールを行う団体の増加などが目立つ。

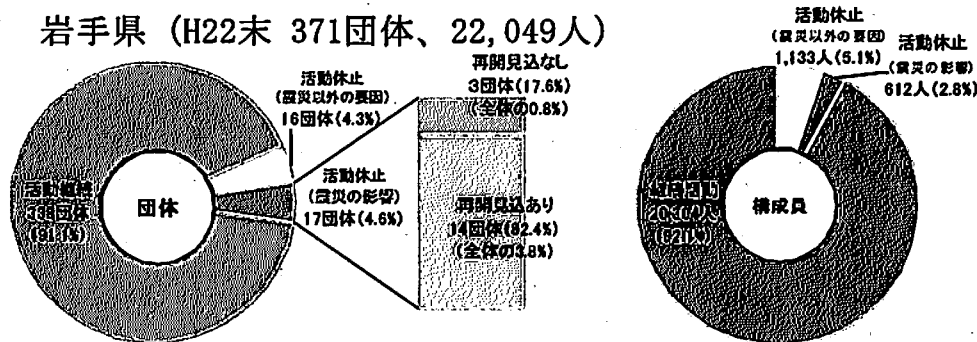
防犯ボランティア団体の活動内容



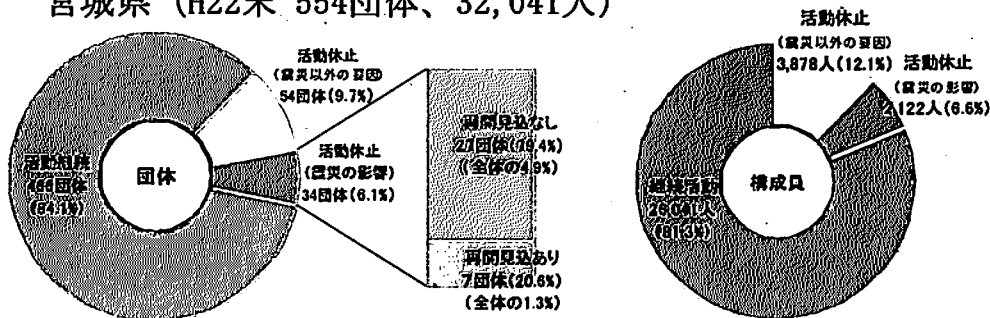
(5) 被災三県（岩手県、宮城県及び福島県）の状況

被災三県では、東日本大震災の影響で、平成22年末に活動していた団体、構成員のうち、96団体、1万3,458人が活動を休止した。

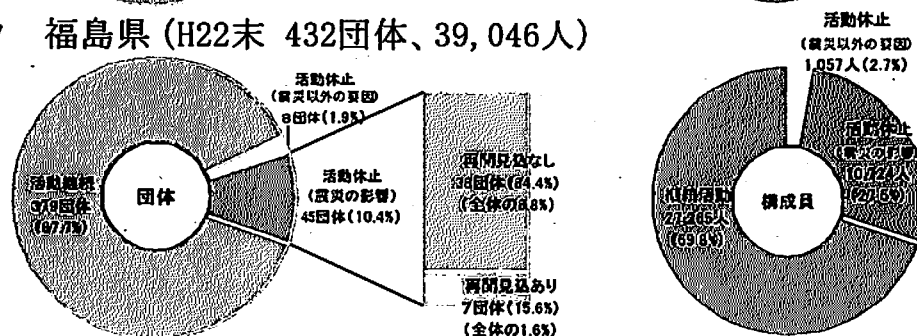
ア 岩手県 (H22末 371団体、22,049人)



イ 宮城県 (H22末 554団体、32,041人)



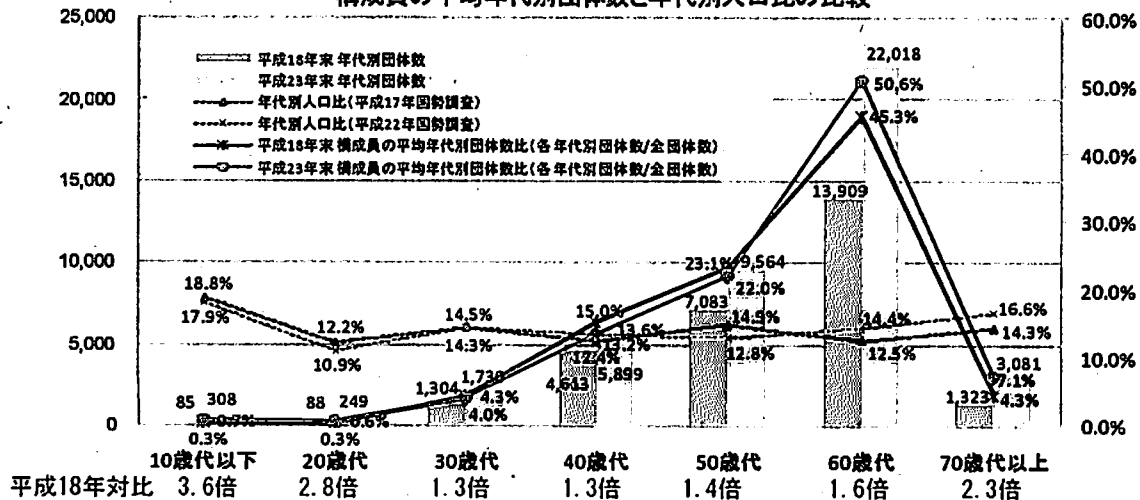
ウ 福島県 (H22末 432団体、39,046人)



## 2 構成員の平均年代別団体数と年代別人口比

10歳代以下、20歳代及び70歳代以上の団体の増加率が高い。

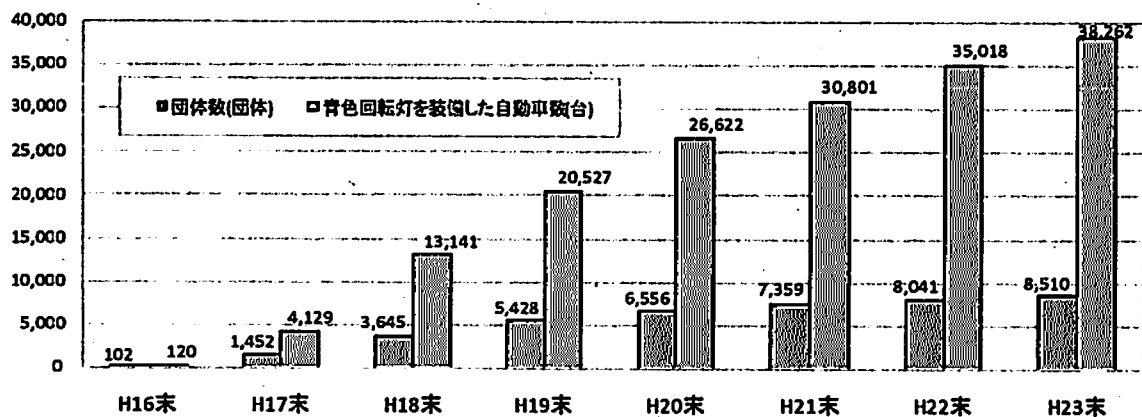
構成員の平均年代別団体数と年代別人口比の比較



## 3 自主防犯パトロール車への青色回転灯の装備状況

- (1) 運用団体数 8,510団体 (前年対比 +469団体、+5.8%)
- (2) 運用車両台数 38,262台 (前年対比 +3,244台、+9.3%)

自動車に青色回転灯を装備した防犯パトロールの実施状況



## 4 警察の取組

### (1) 活動への支援

平成23年度は、会社員等の現役世代の参加促進を図る環境づくり支援事業を実施し、防犯ボランティアに対して、防犯パトロール用品の貸与、地域安全情報の提供、警察との合同パトロール等の支援を実施した。

平成24年度は、防犯ボランティア活動の裾野を広げ、更なる質の向上を図るため、先進的な活動を行う団体の活動内容の発表、意見交換等を行う「ブロック別防犯ボランティアフォーラム」を全国6箇所で開催する予定。

### (2) 士気高揚

内閣総理大臣表彰 (H23. 10. 11)、警察庁長官・全防連会長連名表彰 (H23. 9. 30)、都道府県警察本部長表彰等の賞揚を実施した。

## 1 現状

- (1) 規制薬物や指定薬物に化学構造を似せて作られ、規制薬物等と同様の薬理作用を有する物質を含有する物品（脱法ドラッグ）を販売する店舗及びウェブサイトの増加
- (2) 合法を標榜しながら実際には規制薬物等を含有する物品（非合法ドラッグ）を販売する店舗等も存在

## 2 問題点

- (1) 吸引等による意識障害、嘔吐、痙攣、呼吸困難等の健康被害が多発
- (2) 少年の健全育成への支障
- (3) 規制薬物等の乱用の契機となる懸念

## 3 対策の趣旨

厚生労働省と協議し、都道府県警察と都道府県等の衛生主管部局との連携を強化し、非合法ドラッグ・脱法ドラッグの供給の遮断と需要の根絶のための対策を推進することとしたもの。

## 4 警察における対策

- (1) 販売業者に対する指導・警告  
店舗等に対し、規制薬物等を含有する物品の販売、陳列等をしないこと、及び商品の販売前にその製造業者等に対して規制薬物等が含有されていないことを確認することについて、指導・警告を行う。
- (2) 衛生主管部局との連携強化  
非合法ドラッグ・脱法ドラッグに関する情報交換を緊密に行うほか、(1)の指導・警告を合同で行うなど相互の連携を強化する。
- (3) 悪質業者に対する取締り  
非合法ドラッグ・脱法ドラッグを故意に販売している店舗等に対し、各種法令を適用し取締りを行う。
- (4) 教育委員会、学校等との連携  
学校警察連絡協議会において健康被害事例等について情報提供を行うなど、学校関係者の理解と協力を求め、若年層への蔓延防止を図る。
- (5) 効果的な広報活動の推進  
非合法ドラッグ・脱法ドラッグの害悪に関する効果的な広報・啓発活動を推進する。

## 5 厚生労働省における対策

厚生労働省医薬食品局から都道府県衛生主管部局に対し、販売業者への監視指導（規制薬物に似せて作られた物質を含む製品についても販売自粛を要請）の徹底、警察との連携等について要請した。



公安委員会 説明資料No. 6	安全で快適な自転車利用環境の創出 に向けた提言について	平成24年4月5日 交通規制課
<p>1 経緯等</p> <p>(1) 昨年11月から国土交通省と警察庁で共催してきた「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会」から自転車利用環境創出に関する提言を受けるもの</p> <p>(2) 昨年11月から計4回開催</p> <p>第1回 平成23年11月28日(月)</p> <p>第2回 平成23年12月15日(木)</p> <p>第3回 平成24年2月22日(水)</p> <p>第4回 平成24年3月30日(金)</p> <p>(3) 4月5日、同検討委員会の久保田委員長(埼玉大学大学院理工学研究科教授)より、国土交通省道路局長及び警察庁交通局長に提出</p>		
<p>2 提言のポイント</p> <p>(1) 自転車通行空間の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車ネットワーク計画の作成を進めるため、計画作成手順を示し、車の規制速度や交通量等に応じた整備形態(自転車道、自転車専用通行帯等の車道通行を基本)の選定方法を提示</li> <li>・ 選定された整備形態の整備が困難な場合、当面の対応として、自転車歩行者道を活用できる条件、車線内に自転車通行位置を明示し自動車と混在する方法を提示 等</li> </ul> <p>(2) 自転車通行空間の設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直線的に接続するなどの交差点部における設計の考え方を示し、自動車と分離又は混在させる自転車専用通行帯の具体的な対応案を提示 等</li> </ul> <p>(3) 利用ルールの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての利用者へのルール周知(学校教育、免許更新時等)、ルール遵守のインセンティブ付与(事故の危険性周知等)、指導取締り(信号無視等の悪質な違反への検挙措置等)の3つの観点から取組を提示</li> </ul> <p>(4) 自転車利用の総合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐停車・駐輪対策(自転車専用通行帯区間での駐車禁止規制等の実施と取締り等)、利用促進(自転車マップ作成、レンタサイクル導入等)の観点から取組を提示</li> </ul>		<p>P4~11</p> <p>P12~19</p> <p>P20~22</p> <p>P23、24</p>
<p>3 今後の予定等</p> <p>提言を踏まえ、国土交通省と警察庁で連携してガイドラインを策定し、自転車通行環境の整備を一層促進する。</p>		

(※ 別紙省略)

京都府警察、愛知県警察、岐阜県警察、警視庁合同捜査本部は、北朝鮮に不正に貨物を輸出したとして、貿易会社役員らを外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸出)の疑いで、4月4日(水)、通常逮捕した。

#### 1 被疑者

##### (1) 被疑者甲

国籍 朝鮮

住居 名古屋市北区

職業

氏名 (62歳)

##### (2) 被疑者乙

本籍 岐阜県多治見市

住居 同上

職業

氏名 (53歳)

##### (3) 被疑者丙

本籍 岐阜県多治見市

住居 同上

職業

氏名 (68歳) ほか2名

#### 2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸出)

#### 3 事案の概要

被疑者らは、共謀の上、平成21年6月18日から北朝鮮向けの全ての貨物の輸出が禁止されているにもかかわらず、

第1 平成21年12月18日、モザイクタイル等(輸出申告価格489万9,360円)を、

第2 平成22年5月13日、陶磁器製品56,160個(輸出申告価格120万円)を、

経済産業大臣の承認を受けることなく、名古屋港から中国・大連を経由して北朝鮮に輸出したものである。

#### 4 参考

第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出入等の防止については、平成22年5月28日の閣議において、関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格に対応するよう総理から指示があったところであるが、本件は、同指示以降検挙された北朝鮮向け迂回輸出入事件としては15件目となる。

## 1 被害状況（4月4日現在。以下同じ。）

死者：15,856人、行方不明者：3,084人、負傷者：6,025人

## 2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約96,700人の警察官を派遣。
- 約4,360人体制で災害警備活動を実施中。
  - ・ 自県部隊：約3,840人（岩手、宮城、福島）
  - ・ 派遣部隊：約 520人（岩手派遣なし、宮城派遣なし、福島約520人）

## 3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 27,600人	約 36,800人	約 32,300人	約 96,700人
人・日(延べ)	約261,000人	約340,400人	約324,200人	約925,600人

## 4 主な災害警備活動等

## ○ 行方不明者の捜索活動等

- ・ 岩手県警察では約80人、宮城県警察では約60人、福島県警察では約60人の態勢（3県警察とも自県態勢のみ）で捜索活動を継続。
- ・ 関係機関と調整の上、随時、合同での一斉捜索を実施。

## ○ 警戒区域及び避難指示区域の見直しに伴う福島第一原子力発電所周辺における警察活動

- ・ 3月30日、原子力災害対策本部において警戒区域及び避難指示区域の見直しを行い、川内村及び田村市については、4月1日午前0時をもって警戒区域を解除するとともに、避難指示区域を居住制限区域（川内村のみ）及び避難指示解除準備区域に見直した。南相馬市については、4月16日午前0時をもって警戒区域を解除し、避難指示区域を帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に見直す予定。
- ・ 区域の見直しに伴い、関係町村と協議の上、検問箇所の見直しを行ったほか、引き続き、特別警備隊等特別派遣部隊約520人態勢で、警戒区域等における検問、警戒及び福島第一原子力発電所周辺における重点パトロール等を実施。
- ・ また、特別警ら隊、地域警察特別派遣部隊等による警戒・警ら活動、防犯カメラの運用等のほか、避難指示区域等内の小売店舗に係る防犯措置の実施を警察庁から関係団体に要請するとともに、除染やインフラ復旧作業等の受注業者に対する防犯指導の実施を福島県警察から発注者へ要請するなどの防犯対策を実施。

## ○ 身元確認

警察官約50人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,400体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約97%）。

## ○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅の防犯対策を推進しているほか、被災地での犯罪を抑止するため、特別出向者を含む地元県警察による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を福島県に派遣し、機動力を活かしたよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。